

2011年1月7日

「技術的保護手段に関する中間まとめ」に関する意見

ビジネス ソフトウェア アライアンス

ビジネス ソフトウェア アライアンス（「BSA」）¹は、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（以下「貴会」といいます。）の「技術的保護手段に関する中間まとめ」（以下「本まとめ」といいます。）に関し、以下の通り意見を提出致します。

一、本ワーキングチームにおける基本的な考え方【9頁乃至14頁】について

1. 本まとめにおいて、著作物等の流通上広く用いられている暗号型の保護技術等について、現行著作権法が技術面にのみ着目してアクセスコントロール技術と評価して技術的保護手段の対象外と整理していることを改め、ライセンス契約等の実態も含めて当該技術が社会的に果たす機能から評価し、複製等の防止や抑止といった支分権の対象となる行為を制限する機能を有する保護技術については著作権法の規制対象とするとして、規制対象を柔軟に広げることについては賛成である。なぜなら、技術は日々進化するものであり、どのような技術で著作物を不正行為から保護するかは、技術及びマーケットの動向に基づき著作権者により自由に選択されていくことが重要であって、著作権法が当該技術のコピーコントロールかアクセスコントロールかといった機能面に拘わりすぎ、著作権者及びマーケットに受け入れられている技術が通常果たす役割を評価して柔軟に保護しなければ、効果的な技術的保護手段の回避に対して適当な法的保護が与えられていることにならない。条約上（WCT/WPPTや模倣品・海賊版拡散防止条約）日本が負う義務の適

¹ ビジネス ソフトウェア アライアンス(BSA)は、世界80カ所以上の国や地域でビジネスソフトウェア業界の継続的な成長と、安全で信頼できるデジタル社会の実現を目指して、政策提言・教育啓発・権利保護支援などの活動を展開している非営利団体です。BSAは急成長を遂げるビジネスソフトウェア業界をリードする企業で構成されています。1988年の米国での設立以来、常に政府や国際市場に先駆け、世界のビジネスソフトウェア業界とそのハードウェア・パートナーの声を代表する組織として活動をつづけ、教育啓発、および著作権保護、サイバーセキュリティ、貿易、電子商取引を促進する政策的イニシアチブを通して技術革新の促進に努めています。BSAメンバーは、アドビシステムズ、アジレント・テクノロジー、アルティウム、アップル、Aquafold、ARM、Arphic Technology、オートデスク、Autoform、AVEVA、AVG、ベントレー・システムズ、CA、ケイデンス、シスコシステムズ、CNC/Mastercam、コーレル、ダッソー・システムズ・ソリッドワークス・コーポレーション、デル、Frontline PCB Solutions・An Orbotech Valor Company、HP、インテル、Kaspersky Lab、マカフィー、マイクロソフト、Minitab、NedGraphics、PTC、Progress software、クォーク、クエスト・ソフトウェア、ロゼッタストーン、Scalable Software、シーメンス、サイバース、シマンテック、シノプシス、およびマスワークスで構成されています。詳しくは、BSA日本ウェブサイト www.bsa.or.jp または、BSA米国本部ウェブサイト www.bsa.org/usa/ (英語)をご覧ください。

切な履行の観点からも、今回の改正は一通過点として今後も技術の進展に照らし継続して見直しが必要であると考ええる。

2. 本まとめは、「インターネット上の著作物流通の促進の観点からの問題、さらに、欧米諸国にあっては広くアクセスコントロール技術を含め著作権法の規制対象としており、国境を越えた著作物流通が増大する状況にあって、国際的な協力のもと著作権保護を図っていくことの重要性」(10頁)を指摘しており、BSAも①インターネット上の著作物の流通の促進及び②国際的な保護動向との協調が重要であると考ええる。しかし、本まとめは、著作物の創作活動と著作物の有効な利用を促進するための手段という観点からアクセスコントロール機能のみを有する保護技術の規制について著作権制度の枠内で捉えることは短期間で結論を得ることは適当でないとして見送っている点で、検討が不十分であると考ええる。現在、クラウドの利用が飛躍的に増大し、著作権で保護されているコンテンツやアプリケーション・ソフトウェアを利用できる内容は、著作物をローカルのハードディスク上に複製したものを利用するかウェブ上で利用するかで実質的に相違がないか、又は多少違うことによってユーザーがどちらの方法で利用するのが良いか比較して選択する時代になっている。日本の官民がクラウドサービスの利用促進及びインターネット上の著作物流通を重要な産業政策であって大きなビジネスチャンスであると位置付けている以上、クラウドサービスやインターネット上の著作物の適法な利用によるビジネスを可能とするアクセス・コントロール技術の回避についても著作権法の規制対象とすべく、今回の短期間な検討のみで検討を終わらせるのではなく、国際的な動向をさらに踏まえて、技術的保護手段の回避規制について検討を継続すべきである。

二、技術的保護手段の定義規定等の見直し【16頁及び17頁】について

技術的保護手段の定義を見直すにあたっては、技術の進化が法律の改正に比して著しく早いことを鑑みれば、著作権者等の意思に基づいて用いられた著作権侵害の防止又は抑止のために効果的な手段を広く含める定義とすべきであって、既存の特定の技術を念頭において、既存の技術だけが定義に含まれるようなものを規定すべきではない。この点、米国のDMCAの立法の審議の過程で、著作権者が選択する如何なる方式も回避から保護するために、ある特定の技術が効果的な技術的保護手段か否かを定めなかったというアプローチが参考になる²。

本まとめにおいて、現行法上SCMS, CGMS、疑似シンクパルス方式に共通して用いられる方式を念頭において条文化した「(著作物等の)利用に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物等とともに記録媒体に記録又は送信する方式」によるものとの規定や、抑止について「著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止」と規定を見直すとの点は賛成である。前記のとおり、特定の技術だけが効果的な技術的保護手段であるとの前提で法律が狭過ぎる技術的保護手段の定義を規定してしまうことは、法律が技術の進歩

² 1998年8月4日アメリカ合衆国下院通過につき、House Manager's Report, Section-By-Section Analysis Of H.R. 2281

に追いつかないことや、当該限定によって技術革新のインセンティブを抑制してしまうことから問題である。従って、暗号技術を含む著作権者等の意思に基づいて用いられた著作権侵害の防止又は抑止のために効果的な手段を広く含める定義とすべきである。

三、回避規制の在り方【18頁乃至21頁】について

本まとめにおいて、回避行為を規制の対象としないと結論付けているが、技術的保護手段の回避は必ずしも機器やプログラムを用いて行われるものではないから、回避規制として不十分である。例えば、正規ユーザーに与えられる固有の文字列コードをネットワークを通じて接続されるサーバー等が認証するシステムによって（本まとめ14頁参照）、認証されない場合には不完全な複製物として、違法な複製を抑止する保護技術がビジネスソフトウェアには用いられており、その不正な回避による損害は甚大な額に及ぶが、これらの不正な回避には機器やプログラムの入手を必要とするわけではないから、本まとめの規制は狭きに失する。今回の検討において、インターネット上での著作物の利用、ビジネスソフトにおける技術的保護手段の実態、クラウド時代を見据えたコンテンツやアプリケーション・ソフトウェアの利用について十分な検討をしたとは言いがたいと考えるので、市場での技術の利用動向や最新のインターネット上でのコンテンツ及びアプリケーション・ソフトウェアの利用動向を踏まえて更なる検討を継続すべきである。

以 上